

機密保持契約書

甲：住所 _____
甲 株式会社
代表取締役
氏名 甲田 太郎 ⑩

乙：住所 _____
アジア調査代行株式会社
代表取締役
氏名 乙川 次郎 ⑩

機密保持契約書

甲 株式会社(メーカー名) (以下、「甲」という)、及び 株式会社 乙(販売代理店名) (以下、「乙」という) は、甲が製造する製品「〇〇〇」(以下、「製品」という)に関連する〇〇〇契約、△△△契約及び国外における◇◇◇契約(以下、「当該契約」という)を進めるにあたり、甲及び乙が各々提供する資料、技術、材料、部品、製品サンプル及び情報の機密保持につき、下記のとおり契約を締結する。

第1条 (基本条項)

1. 甲及び乙は、当該契約を円滑に遂行するため相互に協力し、当該契約に必要な情報および資料を自己の可能な範囲で相互に開示・提供する。
2. 甲及び乙は、相手方から開示・提供を受けた情報・資料および製品サンプルにつき、当該契約に定めるところに従い、その機密を保持するとともに甲の了解なしに乙が製品を試作、製造をしないことを相互に約する。

第2条 (機密情報)

当該契約において「機密情報」とは、第3条の機密表示を付した情報であって、当該契約により相手方から提供された技術的、営業的または経済的な情報、もしくは製品サンプルおよび第3条第2項の規定に違反することなく相手方の承諾を得て作成された複製物を意味し、口頭及び映像により開示された機密情報、電子メール等のネットワークを介して受信した機密情報等を含むものとする。機密情報が口頭及び映像により開示された場合は、開示日から30日以内にその旨を記載した議事録等を作成し、秘密である旨を確認できた情報を秘密情報と取扱うものとする。

ただし、次の各号に列挙される情報は機密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供された時点で既に公知であった情報
- (2) 相手方から提供された後に、自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 相手方から提供された後に、独自に開発し、そのことを証明できる情報
- (4) 相手方から提供される前に、既に自己が所有し、そのことを立証できる情報
- (5) 機密保持義務を負わずに、正当な権限を有する第三者から取得した情報

第3条 (機密保持の方法)

1. 甲及び乙は、機密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また当該契約以外の目的のために機密情報を使用または流用してはならない。
2. 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ずに、機密情報の一部または全部を無断で複製または複写してはならない。
3. 乙は、法令規則等により、政府機関、証券取引所、裁判所、その他の公的機関、個人情報等の本人及び法人情報の本人に対して秘密情報を開示することが要求される場合、当該機密情報の開示を行うことができる。但し、その場合乙はできる限り事前に開示する情報を甲に通知し、かつ機密情報の秘密が保持されるよう合理的な努力を行うものとする。

第4条（第三者への機密保持義務）

甲及び乙は、前条第1項に基づき相手方の承諾を受けて第三者に機密情報を開示する場合は、当該第三者に対して当該契約に規定する自己が負うべき義務と同等またはそれ以上の機密保持義務を負わせるものとし、かつ当該第三者が受領した機密情報を他の者に開示または漏洩した場合には、当該第三者へ開示した当事者が責任を負うものとする。

第5条（返還義務）

(1) 甲及び乙は、相手方から要請があった場合若しくは当該契約が終了した場合は、相手方から受領した当該秘密情報を直ちに相手方に返還するものとする。

(2) 前項に規定する返還以外に相手方から要請があった場合は、甲及び乙は相手方の指示に従い適切な手段により、機密情報を廃棄しなければならない。

第6条（知的財産権）

1. 甲及び乙は、当該機密情報に基づき、発明、考案、意匠製作、著作物製作等（以下、「発明等」という）を行なった場合は、その旨を相手方に直ちに通知するものとする。
2. 甲及び乙がそれぞれ単独でなした発明等については、発明者に帰属する。
3. 甲は、乙に起因する発明等及び周辺技術開発を行う場合は、事前に乙の書面による同意を受ける事とする。
4. 前項の発明等及び発明等に基づく特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権の帰属および取扱いについては、甲及び乙が事前協議して決定する。

第7条（解約）

1. 甲及び乙は、相手方が当該契約の条項に一つでも違反した場合は、この是正を書面により催告し、催告後 〇〇 日以内に相手方が当該違反行為を是正しないときは、当該契約を解約し、当該違反行為によって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が1年以上事業の進展を図らないと判断した場合は、上記の規定に従って当該契約の解約手続を行うことができる。

第8条（契約の有効期間）

1. 当該契約の有効期間は、20△◇年〇月×日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも当該契約を終了する意思表示がない場合、同一条件をもってさらに1年間有効に存続するものとし、以後も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は書面で事前に通知することにより、当該契約をいつでも終了することができるものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定は当該契約の有効期間満了後も、なお有効に存続するものとする。
4. 当該契約終了後も、乙は甲の許諾を得ることなく、甲が有する知的財産を使用し、第三者へ開示及び応用した技術開発をしてはならない。

第9条（協議事項）

当該契約に規定がない事項若しくは当該契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

